

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市  
条例第145号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市障害者スポーツセンターの利用料金の上限額を改定することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第145号

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を次のように改正する。

別表体育室の項中「2,900」を「2,980」に、「3,400」を「3,490」に、「5,700」を「5,860」に、「2,400」を「2,460」に、「4,800」を「4,930」に、「1,200」を「1,230」に、「1,400」を「1,440」に改め、同表プール（1人につき）の項中「800」を「820」に、「400」を「410」に改め、同表卓球室（1台につき）の項中「500」を「510」に改め、同表アーチェリー場の項中「1,200」を「1,230」に、「1,400」を「1,440」に、「2,400」を「2,460」に改め、同表研修室、会議室1、会議室2及び会議室3（1室につき）の項中「2,000」を「2,050」に、「2,300」を「2,360」に、「4,000」を「4,110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市障害者スポーツセンターの利用に係る料金については、なお従前の例による。

（保健福祉局障害保健福祉推進室）